平成２３年（フ）第１１９１号
神戸市東灘区御影本町７丁目２番１―303号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町２丁目６番９―505号
債務者　上村　勝一
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２０１号
神戸市須磨区衣掛町２丁目１番18号マンション華屋205号、従前の住所神戸市須磨区大池町５丁目５番５―701号
債務者　八幡　税昭
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２１３号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番２―203号
債務者　磯部　和美
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２７４号
神戸市東灘区青木５丁目16番１号　ファミリーライフ東灘501号、従前の住所神戸市垂水区桃山台３丁目１番地の12
債務者　ＳＡＶＯＹ　ＥＤＧＡＲ　ＭＡＲＴＩＮＬＡＷＲＥＮＣＥ
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６１号
広島県福山市川口町２丁目３番７号、旧住所広島県福山市春日町２丁目11番12号　ニューアーバン藤尾Ａ―102
債務者　笹川　宜嗣
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２６２号
広島県福山市川口町２丁目３番７号、旧住所広島県福山市春日町２丁目11番12号　ニューアーバン藤尾Ａ―102
債務者　笹川　芳恵
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２６５号
広島県福山市水呑町385番地１
債務者　川原　浩子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２７３号
広島県福山市古野上町８番10号201、住民票上の住所広島県福山市古野上町８番10号
債務者　カクタス福山駅前店こと　浜田　常彦
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第８５１号
北九州市小倉南区沼本町４丁目１番17号
債務者　中村　節江
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９０３号
北九州市小倉南区上吉田５丁目10番19号　５号
債務者　笠井　利雄
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９０４号
北九州市小倉南区上吉田５丁目10番19号　５号
債務者　笠井　清子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９０７号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地３番401号
債務者　岩本　昭次
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９２１号
北九州市門司区高田２丁目６番１―102号
債務者　木戸　一孝
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１６８号
鹿児島県鹿屋市南町3524番地３、前住所埼玉県上尾市緑丘４丁目１番17号　斉藤ビル305
債務者　長嶺　佑哉
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
福島県いわき市錦町川窪173番地の47　セブンズマンション103、前住所福島県いわき市錦町江栗三丁目41番地
債務者　遠藤　未香（旧姓牛渡）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５１５０号
大阪市天王寺区大道４―９―21―401、住民票上の住所大阪市東淀川区淡路４丁目６番29号
債務者　ＣＵＢＩＣ　ＤＥＮＴＡＬこと　宮本　芳彦
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部